

くらしの



すぎなみ

編集・発行：杉並区立消費者センター
杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階
tel.03-3398-3141

臨時

2022.2 NO.207
令和4年2月発行

18歳で成人！



4月1日から、成年年齢が引き下げられ、成人になりたての18・19歳が悪質商法のターゲットになることが予想されます。

成人になるとなぜ狙われる？！

理由 ①

自分の意志で高額な買い物ができる

◆親（法定代理人）の同意がなくても高額な買い物ができるようになります。

理由 ②

親（法定代理人）の承諾がなくても、お金が借りられる

◆現金がなくても、クレジットカードのキャッシングや銀行ローン、消費者金融が利用できるようになります。

理由 ③

未成年者取消権（※）が使えない

◆高額な買い物をしたり消費者金融での借り入れをしても、容易に取消することができなくなり注意が必要です。

※社会経験の少ない未成年者が親（法定代理人）の同意を得ずに契約した場合には、原則として契約を取り消すことができます。未成年者を保護するものであり、未成年者の消費者被害を防止する役割があります。



若者に多いトラブル事例

美容医療サービス

相談事例

- SNSで「10万円全身脱毛の広告を見て、無料カウンセリングの申し込みをした。クリニックでは、「広告掲載の施術は効果が低いので、より効果の高いレーザー脱毛を70万から60万に割り引く」と勧められ、契約してしまった。

トラブルにあわないために

- その場で契約・施術をしないようにしてください。
- エステや美容医療サービスを利用する時は、事前に複数の事業者から情報を集め比較・検討をするようにしましょう。
- 施術前にリスクや副作用の確認をしましょう。
- 長期の契約の場合、中途解約や返金などについても十分な説明を受け、納得した上で契約しましょう。

情報商材・暗号資産（仮想通貨）

相談事例

- 「株取引でもうかる」という情報商材を20万円でカード決済したが、高額で支払えないので解約したい。
- SNSで知り合った人に勧められて暗号資産の投資をしたが、出金できない。

トラブルにあわないために

- 「必ずもうかる」など、うまい話はありません。
広告をうのみにしたり、身近な人に勧誘されてもきっぱり断りましょう。
- 「すぐに元が取れる」と言われても、安易に借金をしてまで契約しないようにしましょう。

《参考 国民生活センター 東京都消費生活総合センター》

杉並区立 消費者センター

相談専用 03-3398-3121

相談受付時間 午前9時～午後4時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3は休み）